

理事・監事 各位

提 案 書

(令和4年度第3回理事会)

<提案事項>

令和4年度第2回評議員会の招集について

<提案理由>

今回提案いたします役員選任案は評議員会の決議事項となっており、定款第14条の規程に基づき評議員会の招集が必要となりますが、今回は臨時的な開催となることと、感染症予防の観点から、会議の招集を見送り、定款第16条第3項にもとづくみなし決議（評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす）とすることについて同意願います。

<内 容>

令和4年度第2回評議員会

- (1) 実施方法 みなし決議（会議を招集せず、会議資料（提案書）を全評議員へ郵送し、書面又は電磁的記録により同意の意思表示を得る）
- (2) 議事案件 議案第1号 補欠役員の選任について
（神栖市連合民生委員児童委員協議会選出の今郡利夫理事、岩月榮子理事、徳永正克監事の民生委員退任または選出団体内の役職変更に伴う後任理事2名、監事1名の選任）
- (3) 招集予定 評議員31名

令和4年12月8日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

<資料> 本会定款（抜粋）

第3章 評議員会

（構成）

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（開催）

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

第5章 理事会

（構成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（招集）

第28条 理事会は、会長が招集する。

（決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。